

## 香芝市告示第 3 4 号

国税徴収法第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条の規定に基づく配当計算書（謄本）を交付すべきところ、その送達を受けるべき者の住所地等が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 及び香芝市税条例第 1 8 条の規定により次のとおり公示送達します。

この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

令和 7 年 2 月 2 5 日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者  
略